

特定取引を行うものの届出について

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、居住地国が日本以外にあるお客様には、新たに国内に所在する金融機関等で口座を開設する際に金融機関等に居住地国を申告していただきます。

詳細は、国税庁のページで、「共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関する情報（「CRS コーナー」）」をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>